



波佐見町

男女共同参画計画

平成25年



平成29年

はじめに



少子高齢、人口減少社会などを背景とした社会情勢の急速な変化に対応していく為、男女共同参画社会の実現は、今後のまちづくりを進める中でも重点的に取り組むべき課題であると考えております。

こうしたことから、波佐見町では平成25年度に「第5次波佐見町総合計画」が開始するのに合わせ、「波佐見町男女共同参画計画」を策定いたしました。

本計画をより実効性のあるものにするためには、行政だけではなく町民の皆様や企業・団体等と連携し、一体となった取り組みが大切です。皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました波佐見町男女共同参画計画策定委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力をいただきました町民皆様、関係各位に対し、心からお礼を申し上げます。

平成25年3月

波佐見町長 一瀬政太

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
	1. 計画策定の趣旨.....	1
	2. 計画の位置づけ.....	1
	3. 計画の期間.....	1
	4. 計画策定の背景.....	2
第2章	計画の基本的な考え方	3
	1. 基本理念.....	3
	2. 基本目標.....	3
	3. 施策の体系.....	5
第3章	計画の内容	6
	1. 男女共同参画社会に向けた意識づくり.....	6
	2. 家庭における男女共同参画の促進.....	8
	3. 地域・職場・学校における男女共同参画の促進.....	10
	4. 男女の人権を尊重する社会づくり.....	12
第4章	計画の推進体制	14
	1. 関係団体等との連携.....	14
	2. 庁内における推進体制の確立.....	14
	3. 計画内容や進捗状況の周知.....	14
	4. 国・県との連携.....	14
	■参考資料	15
	○波佐見町男女共同参画計画策定委員会設置要綱.....	15
	○波佐見町男女共同参画計画策定委員会名簿.....	16
	○男女共同参画社会基本法.....	17

1. 計画策定の趣旨

我が国では、少子高齢の進展に代表されるような大きな社会構造の転換期に直面し、国際社会の取り組みと連動しながら、男女共同参画社会の実現に向けた法や制度の整備が進められてきました。女性も男性も責任を分かち合いつつその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、世界共通の重要な課題となっています。

また、現在では全国の市町村でも男女共同参画社会の実現に向けての取り組みが順次進められていますが、その一方で女性に対する暴力問題の顕在化など、社会情勢にも変化が生じており、それに応じて男女共同参画に関する法制度も改善が図られてきています。

そのため、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国において最重要課題の一つとして位置づけられ、男女が互いに固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる社会づくりへの取り組みに向け、国・県・町がそれぞれの役割を総合的に果たすために男女共同参画に関する計画の策定が求められています。

このようなことから、波佐見町においても男女の人権が等しく尊重され、町民一人ひとりがあらゆる分野で個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のため、「波佐見町男女共同参画計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく法定計画として、波佐見町における男女共同参画社会を実現するために町が実施する施策の基本的な方向と具体策を示すものです。

また、あらゆる場面で実践的な活動が行われるよう、町民や企業等に期待する役割を示しています。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化等に応じて適宜見直しを行うものとします。

4. 計画策定の背景

(1) 国の動き

我が国では、国際社会の取り組みと連動しながら、男女共同参画社会の実現に向けた法や制度の整備が進められてきました。平成11年（1999年）には、男女共同参画社会の実現を促進するため、「男女共同参画社会基本法」が施行されています。これを受けて、平成12年（2000年）には、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題に位置づける「男女共同参画基本計画」が策定され、総合的かつ計画的な取組が進められてきました。

その後、男女共同参画社会の国内外の様々な状況変化を踏まえ、平成17年（2005年）に「第2次男女共同参画基本計画」、平成22年（2010年）に「第3次男女共同参画基本計画」が策定されています。

(2) 県の動き

長崎県では平成11年（1999年）に制定された「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成12年（2000年）に「長崎県男女共同参画計画」が策定されました。平成14年（2002年）には「長崎県男女共同参画推進条例」が施行され、平成15年（2003年）に「長崎県男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、社会経済環境の変化に伴い、平成19年（2007年）には計画の改訂版を策定し、平成23年（2011年）には「第2次長崎県男女共同参画基本計画」が策定されました。

(3) 波佐見町の動き

波佐見町では、波佐見町総合計画において、基本理念に「活力と潤いにみちた陶磁と緑のまち 波佐見」を掲げ、まちづくり推進施策のもと、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。



第2章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

男女共同参画社会基本法において掲げられている、次の5つの基本理念に基づき、今回の計画について策定しています。

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

2. 基本目標

(1) 男女共同参画社会に向けた意識づくり

日本国憲法には、すべての国民の基本的な人権を保障し、男女平等がうたわれています。男女共同参画社会基本法においても、男女の人権の尊重がうたわれており、性別による差別扱いは、人権問題であるという認識が必要です。

したがって、男女共同参画を推進していくうえで基盤となるのは、一人ひとりの男女共同参画についての理解であり、固定的な性別役割分担意識や差別意識を解消し、すべての人が参画しやすい環境づくりをめざします。

(2) 家庭における男女共同参画の促進

核家族世帯や共働き世帯が増加する中、男女が対等な家族の構成員として、お互いに協力し合う必要性は増加しているのに対し、育児や介護は主に女性が担っているのが現状です。男女が共に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りつつ、それぞれの責任を果たすことができるような生活の実現をめざします。

(3) 地域・職場・学校における男女共同参画の促進

地域活動に男女が平等に参画し、責任を担う地域づくりが推進されなければなりません。しかしながら、男女の参画状況についてはさまざまな場面で偏りがみられ、依然としてリーダー的な役割は男性という考え方が残っています。固定的な性別役割分担や差別意識にとらわれることなく、男女が共に地域活動に参画できるよう、だれもが地域活動や町の施策、方針決定の場に参画しやすい環境づくりをめざします。

雇用については、「男女雇用機会均等法」等の各種法制度が整備されていますが、現実的には、なお厳しい状況がみられます。雇用の場における男女の平等を推進す

るため、労働条件や職場環境の整備、女性の職業能力の向上を図るなど、就業における男女共同参画をめざします。

教育の場では、性別に偏りのない価値観を身に付けさせることが必要です。今後の男女共同参画社会の担い手である子供たちの個性を尊重し、発達段階に応じて男女共同参画実現のための教育推進をめざします。

(4) 男女の人権を尊重する社会づくり

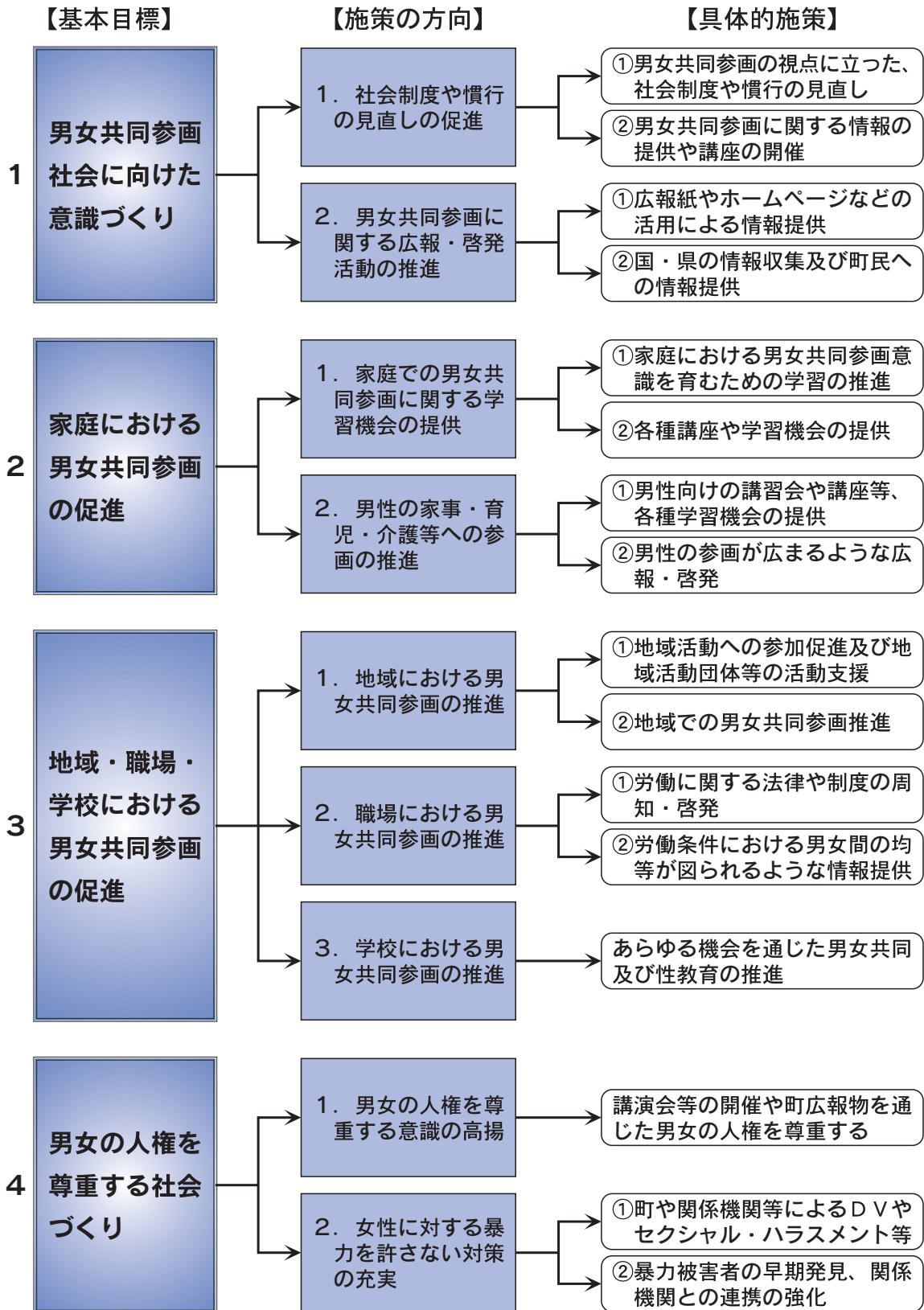
男女がお互いに人権を尊重し合える社会を築くため、女性の人権に対する意識啓発や女性に対する暴力の根絶に努めると共に、生涯にわたる女性の健康保持・増進を図るための環境づくりをめざします。

また、身体や性について正しい知識を持ち、お互いを理解しあえるよう、知識の普及等をめざします。



3. 施策の体系

波佐見男女生き生きプラン



基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識づくり**【現状・課題】**

固定的な性別役割分担意識やそれに基づく制度・慣行等は、多くの場において根強く残っています。

内閣府が平成21年（2009年）に行った男女共同参画に関する世論調査の結果をみると、社会全体における男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇されている」と回答した人は71.6%で、およそ4人中3人に上っており、我が国における男女の不平等感が強く残っていることがうかがえます。また、長崎県が平成21年（2009年）に行った県民意識調査では、同項目は67.4%、波佐見町における町民意識アンケート調査では、66.1%の人が「男性の方が優遇されている」と回答しています。

男女が対等な構成員として社会に参画していくためには、このような社会制度や慣行における性別役割分担意識、女性に対する差別や偏見等を見直していくことが必要です。

また、町民意識アンケート調査において、「男女共同参画社会」という言葉を「知らない」と回答した人は39.8%で、およそ5人中2人が認識していない状況にあります。

このため、広報紙やホームページ等様々なメディアを通じて男女共同参画意識の普及・啓発を図っていくことが必要です。

【施策の方向】

1. 社会制度や慣行の見直しの促進

【具体的施策】

- ①男女共同参画の視点に立って、家庭、地域、職場等さまざまな場における社会制度や慣行の見直しを促進します。
- ②男女共同参画に関する情報の提供や講座の開催に努めます。

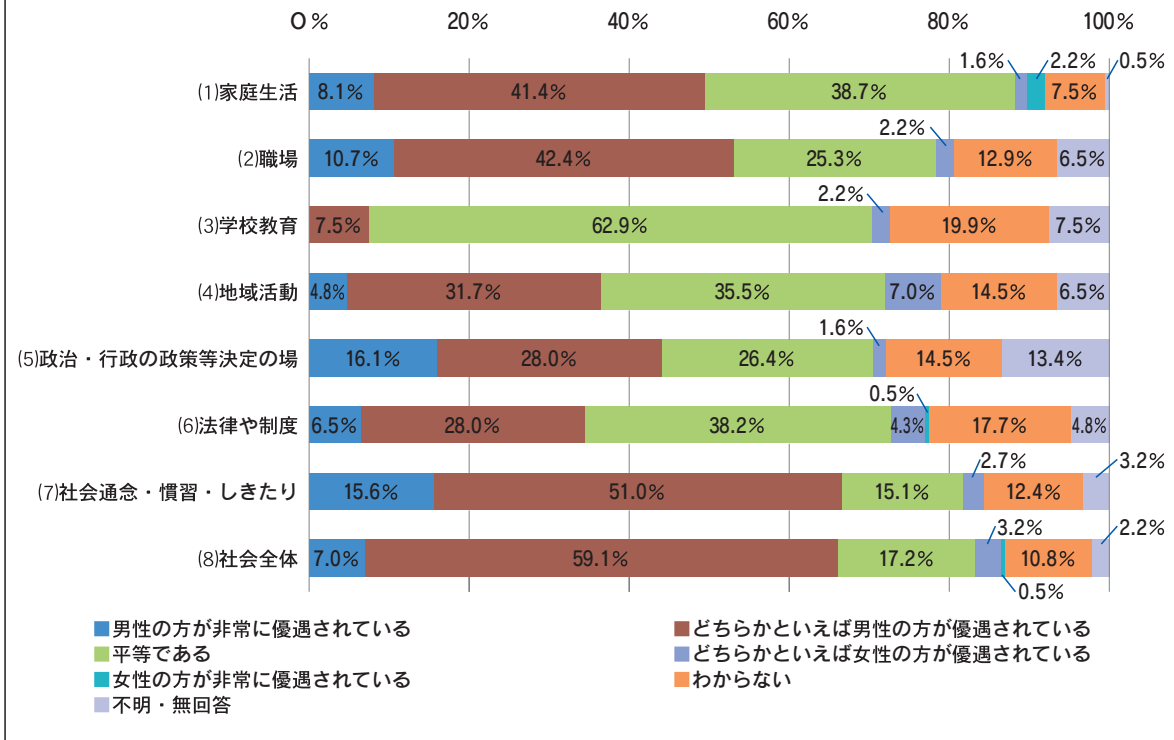
【施策の方向】

2. 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

【具体的施策】

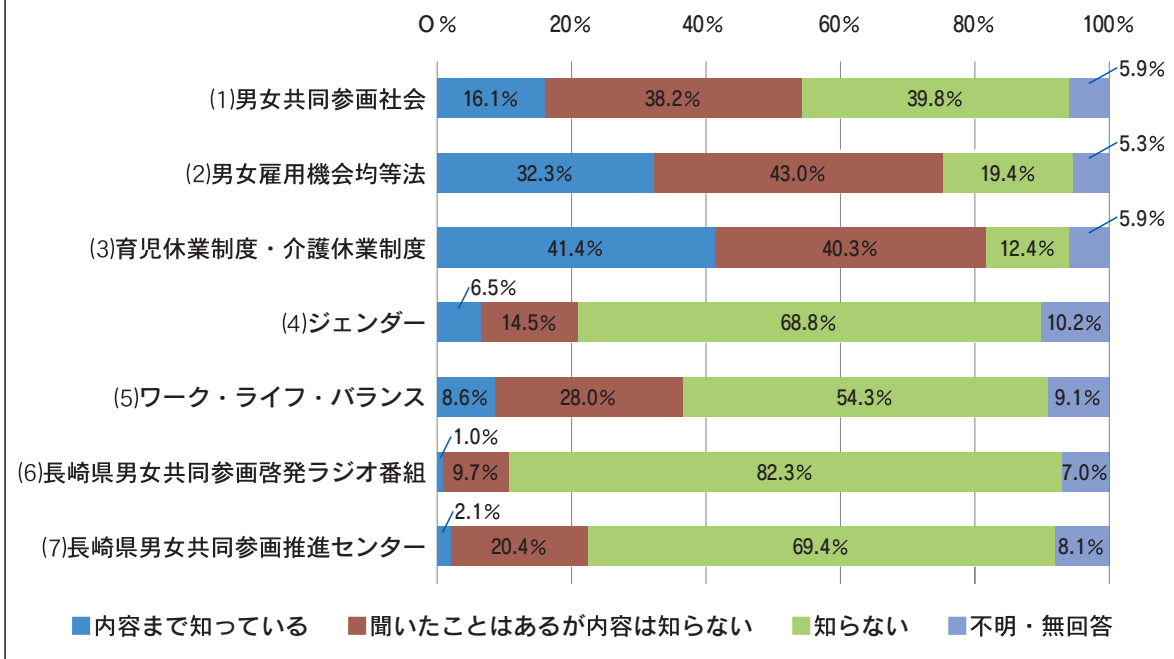
- ①広報紙やホームページなどの活用により、男女共同参画について考える機会が持てるよう、情報提供に努めます。
- ②国・県の情報収集にも努め、町民への情報提供に努めます。

男女の地位の平等感



(単数回答 N=186)

男女共同参画に関連する事柄等の周知度



(単数回答 N=186)

基本目標2 家庭における男女共同参画の促進

【現状・課題】

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが自らの意思でその生き方を選択できるようにするとともに、家族が相互に協力し、家庭の一員としての責任を果たしながら、家庭生活とその他の活動とのバランスのとれた生活ができるようにすることが重要です。

しかしながら、家事・子育て・介護等の多くは、依然として職業の有無にかかわらず、女性が担っている現状があります。町民意識アンケート調査の家庭における家事の分担の項目中「掃除」を例にとってみると、69.9%が女性が行っていると回答しています。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対し、賛成・どちらかといえば賛成と回答があったのは32.2%で、およそ3人に1人が女性の社会進出に否定的な考え方が残っていることがうかがえます。

家庭生活における男女共同参画を推進するため、家事、子育て、介護等に取り組みやすい環境の整備を図っていくことが必要です。

【施策の方向】

1. 家庭での男女共同参画に関する学習機会の提供

【具体的施策】

- ①家庭における人間性豊かな人格の形成とそのための環境づくりや男女共同参画意識を育むための学習を推進します。
- ②固定的な役割分担意識を取り除き、それぞれのライフスタイルに合った立場で家事・子育て・介護等の責任を担えるよう、各種講座や学習機会の提供に努めます。

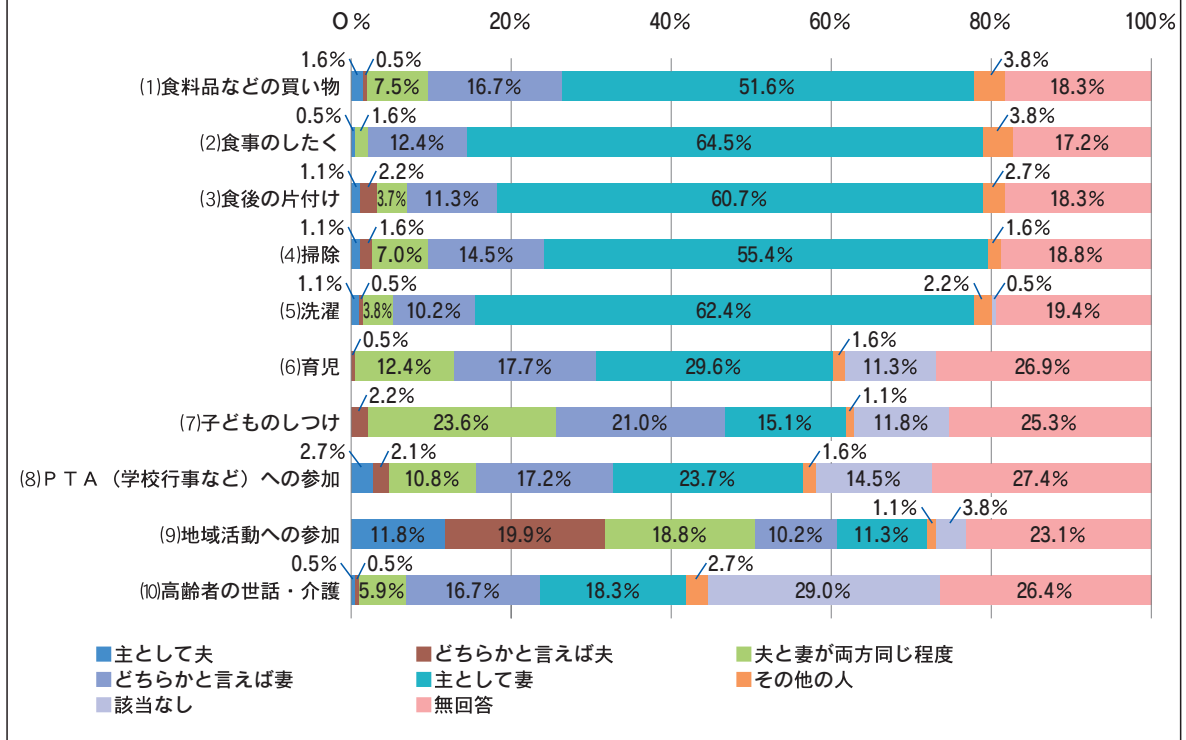
【施策の方向】

2. 男性の家事・育児・介護等への参画の推進

【具体的施策】

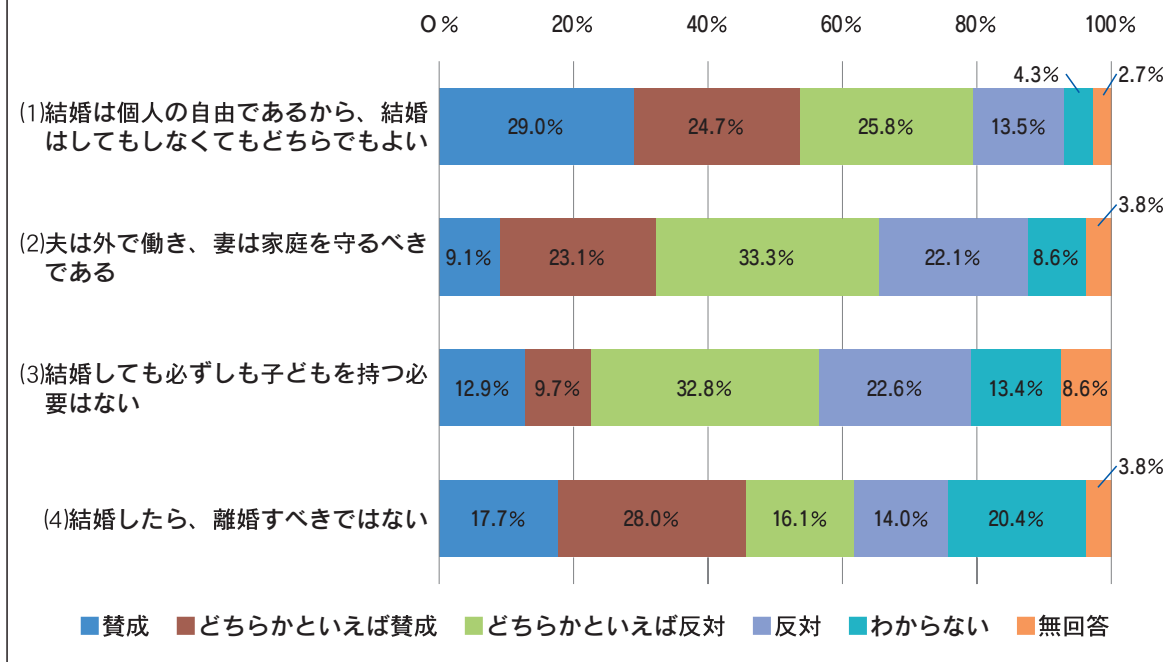
- ①男性の家事・育児・介護等への関心や対処能力を高め、女性だけの負担にしないために、男性料理教室等男性向けの講習会や講座等、各種学習機会の提供に努めます。
- ②男性の参画が広まるような広報・啓発に努めます。

家庭内での役割分担



(単数回答 N=186)

結婚や家庭などについての考え方



(単数回答 N=186)

基本目標3 地域・職場・学校における男女共同参画の促進

【現状・課題】

男女共同参画社会の実現のためには、地域・職場・学校のそれぞれの場において、男女が共に参画し、責任を担うことが必要です。これらの場における男女の地位の平等感は町民意識アンケート調査で「平等である」と回答があったのは、地域で35.5%、職場で25.3%、学校で62.9%となっており、特に地域・職場での女性支援が必要であることがわかります。

地域・職場・学校のそれぞれの場において、男女が共に積極的に参画できる機運づくりや環境の整備を図っていくことが必要です。

【施策の方向】

1. 地域における男女共同参画の推進

【具体的施策】

- ①地域活動への積極的参加を呼びかけ、一人ひとりが地域活動に積極的に参画できるよう、地域活動団体等の活動を支援します。
- ②高齢者や障害者の社会参加、ひとり親家庭の自立支援を通じて、地域での男女共同参画推進に努めます。

【施策の方向】

2. 職場における男女共同参画の推進

【具体的施策】

- ①事業所へ男女雇用機会均等法等の労働に関する法律や制度の周知・啓発に努めます。
- ②雇用・配置・昇進等のあらゆる労働条件における格差をなくし、男女間の均等が図られるよう、情報提供などに努めます。

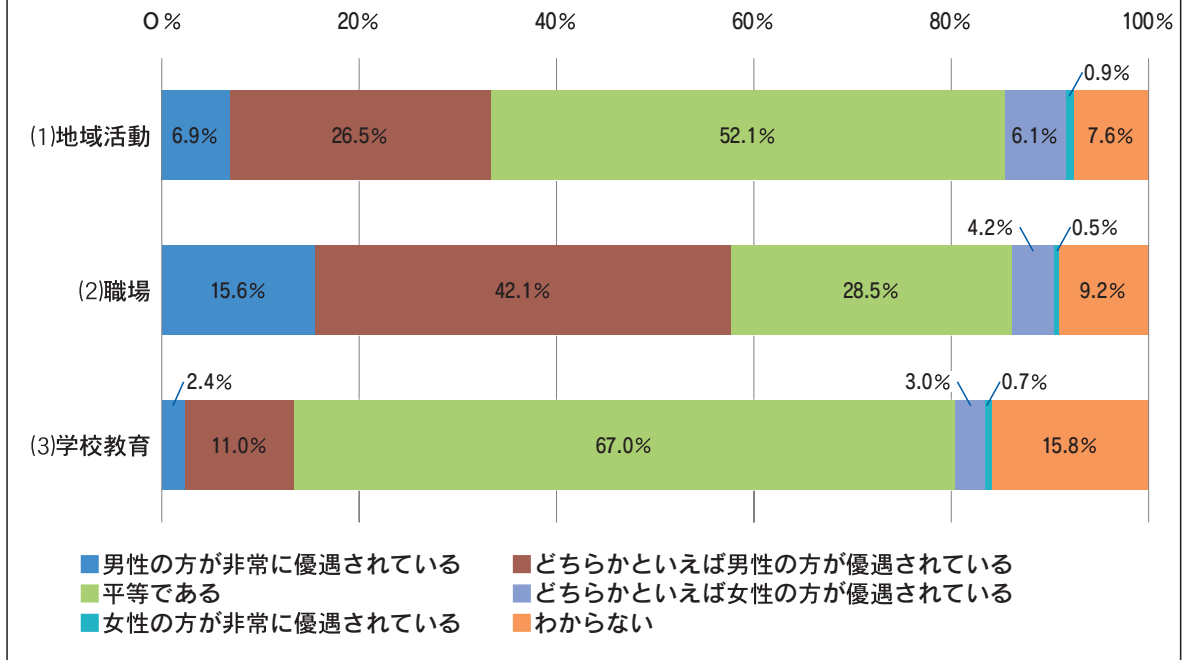
【施策の方向】

3. 学校における男女共同参画の推進

【具体的施策】

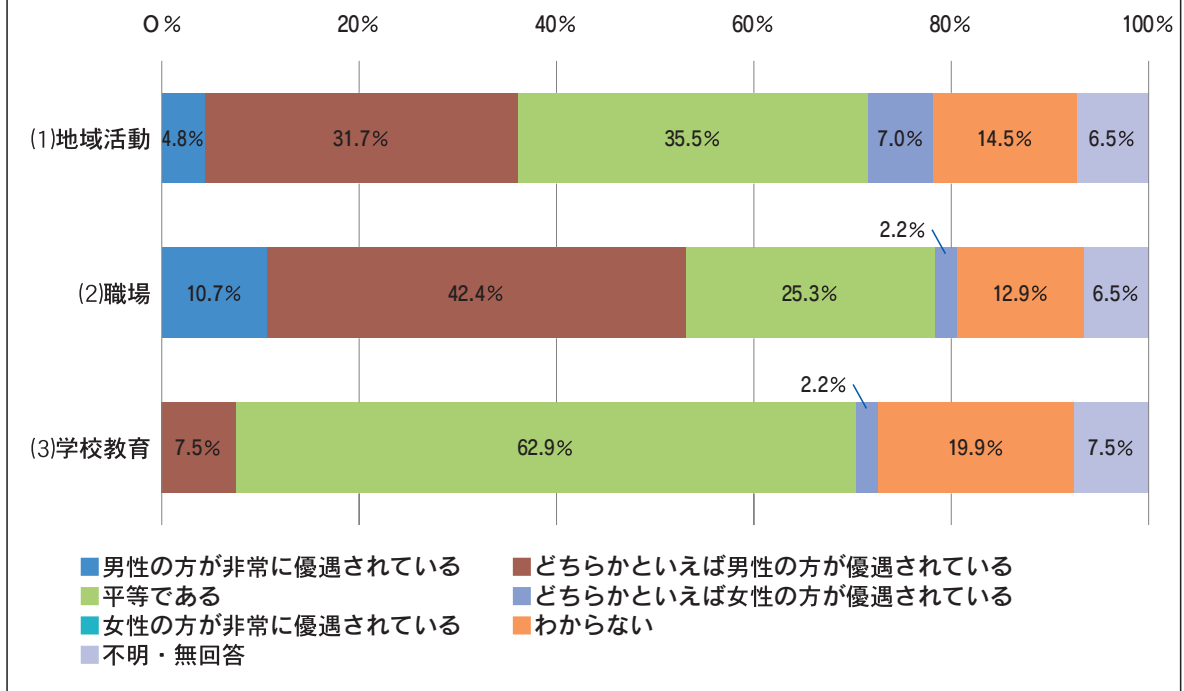
性差の正しい理解や、男女がお互いの人格を認め合い、一人ひとりの能力を最大限に発揮できるよう、あらゆる機会を通じて男女共同及び性教育の推進に努めます。

各分野における男女の平等感（国）



内閣府 平成24年10月調査（単数回答 N=3,033）

各分野における男女の平等感（波佐見町）



（単数回答 N=186）

基本目標4 男女の人権を尊重する社会づくり

【現状・課題】

映像や活字等のメディアから発信される情報は、これまでに人々の意識や行動、文化等に大きな影響を与えてきました。高度情報化の一層の進展により、メディアの果たす役割はますます拡大するものと予測されます。

そうした中で、憲法上の表現の自由は、メディアにおいても尊重されるべきですが、同時に、表現される側の人権にも十分に配慮され、尊重されることが大切です。暴力等の表現や女性の性的側面を強調するような表現は、女性の人権を侵害することにもつながりかねません。

また、情報が氾濫する現代社会では、情報の受け手が、メディアからの情報を主体的に読み解いていく力を育んでいくことが重要となっています。

今後は、男女共同参画の視点を踏まえつつ、町の広報等の作成にあたって、これまで以上に人権に配慮した表現を用いるよう努めるとともに、社会団体等に対して啓発を行っていくことが必要です。

【施策の方向】

1. 男女の人権を尊重する意識の高揚

【具体的施策】

講演会等の開催や町広報等を通じて、町民一人ひとりが男女平等や機会均等といった男女の人権について考えることができるきっかけをつくり、男女の人権を尊重する意識の啓発に努めます。

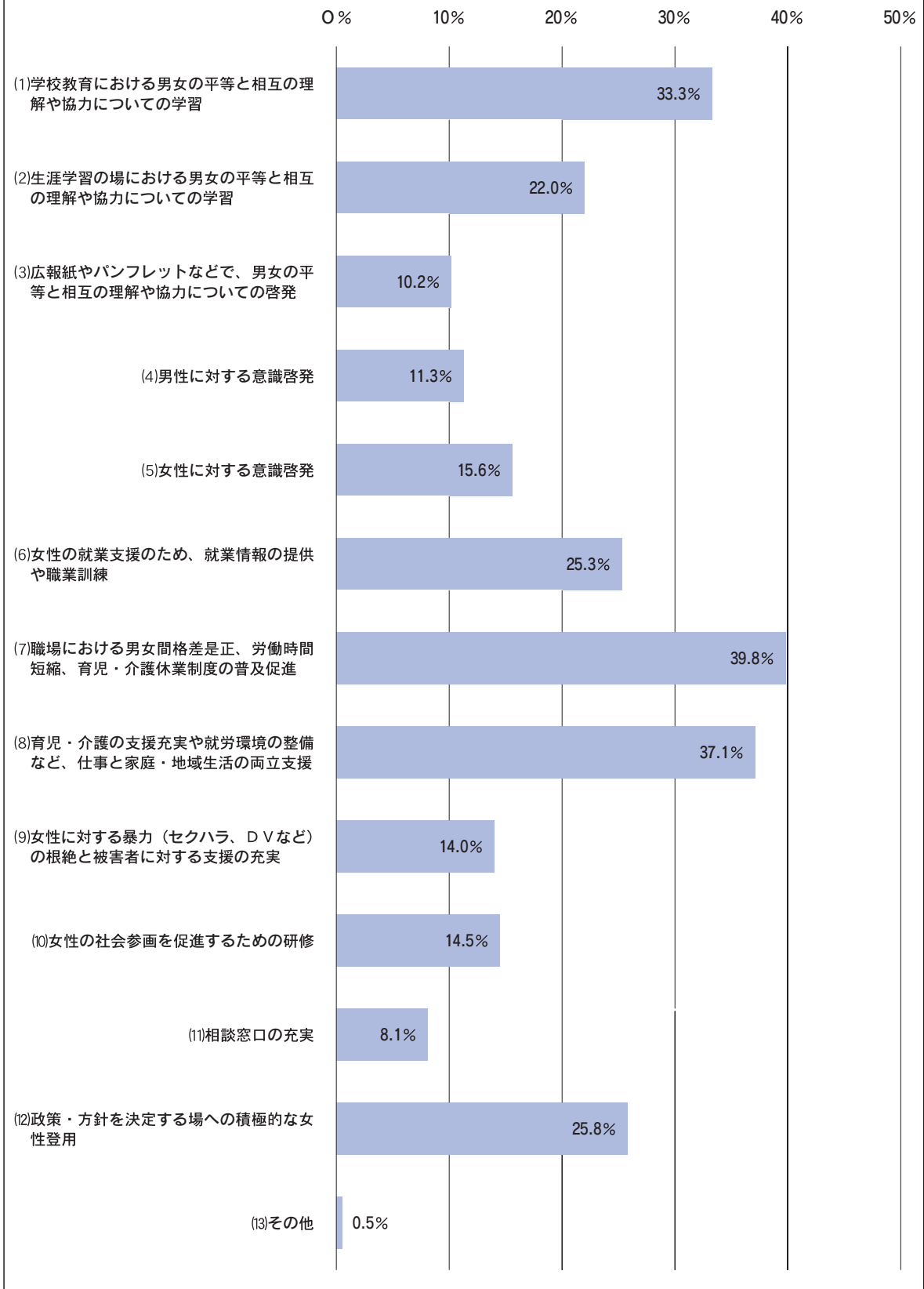
【施策の方向】

2. 女性に対する暴力を許さない対策の充実

【具体的施策】

- ①DVやセクシャル・ハラスメント等に関する国・県・町の相談窓口の周知に努めます。
- ②暴力被害者の早期発見に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、支援に努めます。

男女共同参画社会の実現に向けた 今後の期待される重点施策



(複数回答 N=186)

1. 関係団体等との連携

男女共同参画社会の実現は、行政だけでは困難であり、さまざまな分野での関わりが必要であることから、家庭をはじめ、地域、職場、学校、その他関係団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

2. 庁内における推進体制の確立

男女共同参画計画を総合的・計画的に推進するため、担当課を中心に関係課も含めた庁内における推進体制を確立し、男女共同参画計画に基づく諸施策が実効的に行われているかについて、進捗状況を適宜調査し、課題の検討、計画の進行管理を行うものとします。

3. 計画内容や進捗状況の周知

広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、男女共同参画計画の内容や進捗状況等の情報を公開し、広く町民に周知します。

また、あわせてこれらに対する町民からの意見の聴取に努め、計画の推進や見直しを図ります。

4. 国・県との連携

総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図るため、国・県と連携を図ります。

また、国・県の男女共同参画計画と整合性を図るため、必要に応じ、本計画の見直しを図ります。



波佐見町男女共同参画計画策定委員会設置要綱

(平成24年12月5日告示第66号)

(設置)

第1条 本町における男女共同参画社会づくりを目指す計画を策定するため、波佐見町男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 男女共同参画に関する計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 民間企業並びに公共的団体に属する者
- (3) 教育関係団体に属する者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を掌握し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員会の委員の任期は、平成26年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月5日から施行する。

波佐見町男女共同参画計画策定委員名簿

所 属	氏 名	備 考
波 佐 見 町 婦 人 会	富 永 幸 子	
波 佐 見 町 P T A 連 合 会	松 尾 保 子	副委員長
波 佐 見 町 自 治 会 長 会	太 田 秀 穂	
波 佐 見 町 壮 年 会	森 政 公	
長 崎 県 男 女 共 同 参 画 推 進 員	溝 口 康 子	
長 崎 県 男 女 共 同 参 画 ア ド バ イ ザ ー	中 山 陽 子	
東 彼 商 工 会 青 年 部 (波 佐 見 支 所)	渡 邊 孝 夫	
人 権 擁 護 委 員	溝 上 恵 子	委員長
波 佐 見 町 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会	中 尾 甲	

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年7月16日法律第102号

同 平成11年12月22日 同 第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条－第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条－第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供するこ

とをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当

該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第20条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

波佐見町男女共同参画計画

発行年月：平成25年3月

発行：波佐見町/編集：企画財政課

〒859-3791

長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷660番地

電話：(0956)85-1111(代表)

FAX：(0956)85-5581